

八千代市定期報告実施要領

制定 平成18年4月1日

第1条 目的

この要領は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づく特定建築物及び同条第3項の規定に基づく昇降機を除く特定建築設備等(以下「特定建築物等」という。)の定期調査報告及び定期検査報告について必要な事項を定め、定期報告制度の推進と適切な運用を図ることを目的とする。

第2条 定期報告の対象となる特定建築物等

1 定期報告の対象となる特定建築物等は次のとおりとする。

(1) 特定建築物

建築基準法施行令(以下「政令」という。)第16条第1項各号に定める建築物及び八千代市建築基準法施行細則(令和2年八千代市規則第14号。以下「細則」という。)第13条第1項各号に定める建築物

(2) 昇降機を除く特定建築設備等

細則第14条第1項第二号に定める建築設備

(3) 防火設備

政令第16条第3項第二号に定める防火設備及び細則第14条第1項第3号に定める防火設備

2 1の各号で対象となる特定建築物等について、個別に具体的判断が必要なものは、使用実態を勘案して判断する。

第3条 必要書類

1 特定建築物の定期調査報告は次の書類によるものとする。

(1) 定期調査報告書(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第36号の2様式)

(2) 定期調査報告概要書(省令第36号の3様式)

(3) 調査結果表(平成20年3月10日国土交通省告示第282号別記様式)

(4) 調査結果図(配置図、各階平面図)に指摘箇所・撮影位置を明記したもの(平成20年3月10日国土交通省告示第282号別記様式(別添1様式))

(5) 指摘があった場合、指摘事項の関係写真(平成20年3月10日国土交通省告示第282号別記様式)

(別添2様式))

2 特定建築設備等(昇降機を除く。)の定期検査報告は次の書類によるものとする。

- (1) 定期検査報告書(建築設備(昇降機を除く。)) (省令第36号の6様式)
- (2) 定期検査報告概要書(建築設備(昇降機を除く。)) (省令第36号の7様式)
- (3) 検査結果表(排煙設備, 非常用の照明装置) (平成20年3月10日国土交通省告示第285号別記様式(別記第二号, 別記第三号))
- (4) 別表3(排煙設備), 別表4(非常用の照明装置) (平成20年3月10日国土交通省告示第285号別記様式(別記第二号, 別記第三号))
- (5) 指摘があった場合, 指摘事項の関係写真 (平成20年3月10日国土交通省告示第285号別記様式(別添様式))

3 防火設備の定期検査報告は次の書類によるものとする。

- (1) 定期検査報告書(防火設備) (省令第36号の8様式)
- (2) 定期検査報告概要書(防火設備) (省令第36号の9様式)
- (3) 検査結果表(防火扉, 防火シャッター, 耐火クロススクリーン, ドレンチャー等) (平成28年5月2日国土交通省告示第723号別記様式(別記第一号, 別記第二号, 別記第三号, 別記第四号))
- (4) 検査結果図(各階平面図)に設置箇所・指摘箇所・撮影位置を明記したもの(平成28年5月2日国土交通省告示第723号別記様式(別添1様式))
- (5) 指摘があった場合, 指摘事項の関係写真(平成28年5月2日国土交通省告示第723号別記様式(別添2様式))

第4条 定期報告の対象でない場合

- 1 定期報告の対象であった特定建築物等が, 建築物の除却, 廃止, 休止等の理由により定期報告の対象でなくなった場合は「定期報告に該当しない旨の届出書」(第1号様式)を提出するものとする。
なお, 必要に応じて現地調査を行い対象であるか否かを確認し, 台帳に必要事項を入力する。
- 2 休業していた特定建築物等の使用再開等の理由により定期報告の対象となった場合の定期報告の時期は, 細則第13条第2項によるものとする。
- 3 特定建築設備等を変更, 廃止, 休止, 又は再開した場合は「特定建築設備等変更(廃止・休止・再開)届」(細則第14号様式)を提出するものとする。また, 定期報告の時期は細則第14条第32項によるものとする。
- 4 定期報告の対象である特定建築物等において, 定期検査報告書を要する特定建築設備等が存在しない場合には「定期報告に該当しない旨の届出書」(第1号様式)を提出するものとする。

第5条 提出部数及び提出先

- 1 定期報告書の作成部数は、正本、副本各1部とし正本は特定行政庁用、副本は所有者(管理者がいる場合は管理者)用とする。また、調査者及び検査者に対し次回報告時に備えて副本の保管を指導するものとする。
- 2 定期調査報告書及び定期検査報告書(建築設備(昇降機を除く。), 防火設備)の提出先は、「八千代市長」とする。

第6条 完了報告書の提出

是正箇所の改善が完了した場合、特定建築物等の所有者(管理者がいる場合は管理者)は速やかに「改善完了報告書」(第2号様式)に改善前・改善後の写真を添付し提出するものとする。

第7条 その他の事項

この要領に定めがない事項については必要に応じて別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年6月15日から施行する。
- 3 この要領は、令和元年11月29日から施行する。
- 4 この要領は、令和2年5月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和3年1月21日から施行する。
- 6 この要領は、令和6年4月1日から施行する。